

常総市国土強靱化地域計画の概要

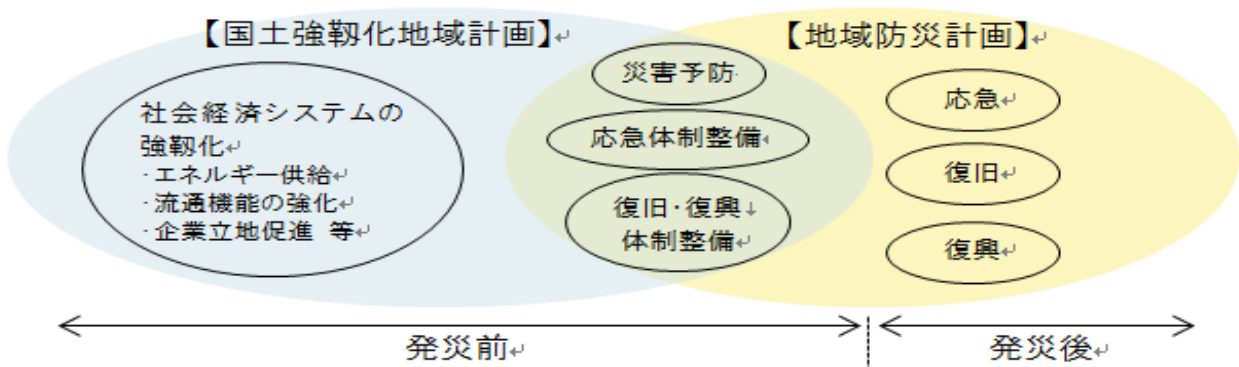
1. 計画の策定にあたって

(1) 計画の背景

- 平成 25 年 12 月に国は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」「国土強靱化基本計画」を策定しました。
- 国の基本計画を受けて茨城県では、平成 29 年 2 月に「茨城県国土強靱化地域計画」を策定し、県域での強靱化を推進しています。
- 市では、平成 27 年関東・東北豪雨災害等の教訓を活かした「防災先進都市」を目指し、自然災害から、市民の生命と財産を守り、災害に強いまちづくりを推進するため、『常総市国土強靱化地域計画』の策定を進めます。

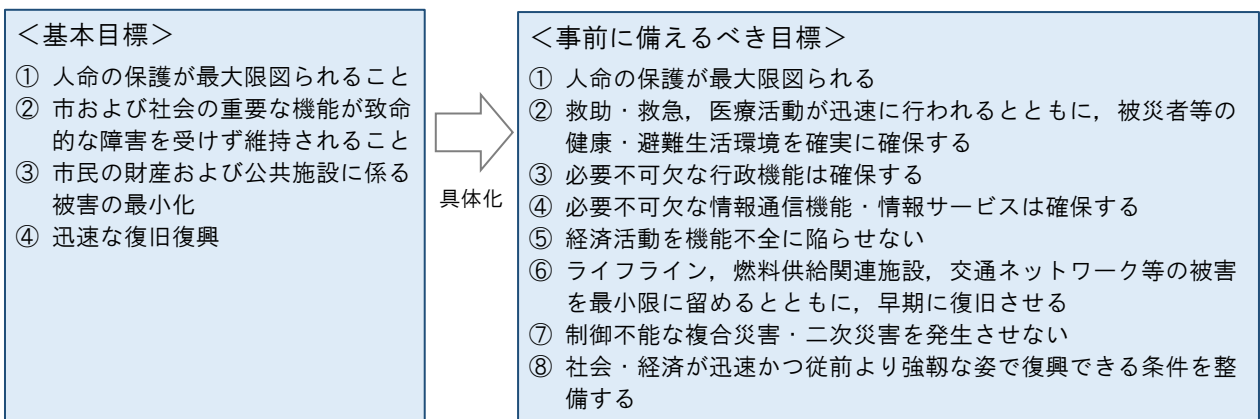
(2) 位置づけと期間

- 本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国および県の計画との調和を図りつつ、「じょうそう未来創生プラン（常総市総合計画）」とも整合を図り、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけます。
- 計画期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 7 年間とし、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととします。
- 地域防災計画が発災後を主に対象としているのに対し、国土強靱化地域計画は発災前のまちづくり等を対象としています。



2. 目指す将来都市像と目標

- 本計画は、「じょうそう未来創生プラン」に掲げた将来都市像「みんなでつくるしあわせのまちじょうそう」の実現に強く資するものとし、大規模自然災害等によるリスクの脅威やショックなどに耐え、様々な状況の変化に適応し、必要な機能を遂行し続け、また迅速に回復する能力を維持することで「ずっと安心が続くまち 防災先進都市じょうそう」を目指します。
- 国・県計画と調和を図り、「基本目標」と「事前に備えるべき目標」を次のとおりとします。



3. 脆弱性の評価

(1) リスクシナリオ

想定される災害をふまえ、「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば大きな影響が生じる47の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震による住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3*	広域にわたる河川の氾濫等による多数の死傷者の発生
		1-4	台風や集中豪雨等の大規模風水害に起因する、広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-6*	避難行動要支援者等の避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生
		1-7*	市民の災害に対する知識不足による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-8*	避難場所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
		2-9*	誤情報や情報の錯綜による被災者の混乱等の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・市本庁舎等防災拠点施設の被災による機能の大幅な低下
		3-2*	市の管理する重要な行政データの紛失
		3-3*	被災で発生する膨大な業務による、市の職員の肉体的・精神的疲労の発生
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止、サーバーのダウン等による情報通信の麻痺・機能停止
		4-2	防災行政無線、防災ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3*	高齢者や障害のある人等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備
		4-4	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3*	農地や農業用施設等の大規模な被災による生産活動への甚大な影響
		5-4	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5*	浸水等による非常用発電設備の停止
		6-6	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ、堤防等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による地域の荒廃
		7-5	農地等の被害による地域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6*	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
		8-7*	公共施設の復旧の遅れによる被災者支援の停滞
		8-8	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

※ …過去の災害をふまえ、本市オリジナルで設定したリスクシナリオです。

※1…想定される災害とは、主に茨城県南部の地震等の地震災害、鬼怒川・小貝川・利根川の風水害、土砂災害です。

(2) 施策分野

国・県計画で設定された施策分野を参考とし、本市の強靱化に関する個別施策分野及び横断的施策分野を次のとおり設定します。

個別施策分野		横断的施策分野
①行政機能/警察・消防等	⑤交通・物流	⑧リスクコミュニケーション
②住宅・都市	⑥情報通信	⑨老朽化対策
③保健医療・福祉	⑦産業・農林水産	⑩人材育成
④環境・エネルギー	-	-

(3) 脆弱性の評価結果におけるポイント

47 のリスクシナリオを回避するため、本市で現在実施している施策の進捗状況を把握し、脆弱性を分析・評価した結果のポイントは次のとおりです。

1.過去の災害教訓を活かした「防災先進都市」の実現

東日本大震災や平成 27 年 9 月関東・東北豪雨などの災害教訓を具体的に活かし、市民が自分で作るマイ・タイムラインの普及や全市民を対象とした防災訓練の実施など、全国のモデルとなるような「防災先進都市」の実現を目指した施策を推進していく必要があります。

2.ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

ハード整備に依存した防災対策では限界があることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進していく必要があります。

3.多様な主体との連携

本市の国土強靱化にかかる施策を効果的に実施するためには、国、県、地域住民、民間事業者等の多様な主体との情報共有や連携を強化する必要があります。

4. 施策分野別の推進方針

(1) 推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、個別施策分野・横断的施策分野毎の推進方針に基づく施策・事業を推進します。

施策分野	推進方針	
個別 施策 分野	①行政機能/警察・消防等 <ul style="list-style-type: none"> ・市民への防災意識啓発 ・防災・避難拠点などの整備 ・防災・避難拠点などにおける災害対応力の向上 ・防災機能の整備 ・消防体制の充実 ・消防人材の確保・育成 ・非常用物資の備蓄促進 ・帰宅困難者対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険区域における避難体制の整備 ・市の業務継続に必要な体制の整備 ・被災者の生活再建支援 ・男女共同参画の視点にたった防災体制の確立 ・関係行政機関等との連携体制の整備 ・行政組織・機構の改善・編成 ・行政評価制度による業務適正化 ・一部事務組合の調整
	②住宅・都市 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅及び特定建築物等の耐震化の推進 ・耐震改修促進計画における施策の推進 ・大規模盛土造成地調査及び調査結果の周知 ・計画的な土地利用・各種整備事業の推進 ・都市計画基本図の定期的な更新 ・河川の整備 ・浸水対策の推進 ・上水道施設の防災対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ安定した給水体制の整備 ・下水道施設の防災対策の推進 ・緑地・オープンスペースの確保 ・防災公園の整備 ・公園の長寿命化及びバリアフリー化の推進 ・公園のグリーンインフラ推進 ・空き家対策の推進 ・地籍調査の推進
	③保健医療・福祉 <ul style="list-style-type: none"> ・災害医療体制の整備 ・感染症の発生とまん延の防止 ・感染症予防に関する保健教育の充実 ・要配慮者避難対策の推進 ・福祉避難所の機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の整備 ・被災者・職員の心身状態の管理・ケア ・健康を増進する食育の充実 ・生涯スポーツの普及・推進

施策分野		推進方針	
個別 施策 分野	④環境・エネルギー	・自立・分散型エネルギーシステムの導入支援 ・有害物質等対策の推進	・災害廃棄物処理体制の整備 ・エネルギーの調達、供給体制の整備
	⑤交通・物流	・広域幹線道路の整備推進 ・県道・市道、道路環境の整備促進 ・道路台帳の整備及び補正 ・橋梁の耐震化・長寿命化 ・交通・物流の市道ネットワークの整備促進 ・緊急輸送態勢の整備	・近隣公共施設と連携した広域・地域的防災拠点機能を持つ道の駅整備の推進 ・公共交通体系の機能強化 ・公共交通施設・設備の防災機能の強化 ・交通安全対策 ・無電柱化対策の推進 ・道路啓開体制の整備
	⑥情報通信	・行政情報基盤の防災機能の強化 ・災害情報の収集・伝達体制の整備	・情報発信体制の整備・正確な情報発信
	⑦産業・農林水産	・事業者の事業継続計画(BCP)策定支援 ・企業の基盤強化の促進 ・農業集落排水施設の機能保全 ・農地・農業水利施設等の整備 ・ため池の維持管理、防災対策 ・農産物加工・流通・販売体制の強化 ・農業の担い手・経営組織の育成	・企業誘致の促進 ・異常湧水等対策の推進 ・家畜感染症等の発生予防拡大防止 ・観光基盤の整備 ・観光物産販売の強化 ・文化財の保護
横断的 施策 分野	⑧リスクコミュニケーション	・地域防災力の強化 ・消防団などの強化、加入促進 ・災害時応援協定締結団体等との連携強化 ・危険物等対策の推進 ・市民協働・コミュニティ活動の推進	・コミュニティ組織の強化、充実 ・外国人に対する防災対策の充実 ・多文化共生社会の推進 ・災害ボランティア受け入れ態勢の整備
	⑨老朽化対策	・公共施設等総合管理計画の推進	
	⑩人材育成	・防災意識を育てる防災教育の充実 ・生涯学習事業における防災学習の推進 ・地域ボランティア団体の育成・支援	・図書館活動の推進 ・建設産業の担い手育成・確保

(2) 具体例

目 標：「人命の保護が最大限図られる」ためには、
シナリオ：『1-3 広域にわたる河川の氾濫等による多数の死傷者の発生』が起きないように、
推進方針：（市民への防災意識啓発）災害への備えについて周知徹底を図る必要がありますので、
施策事業：防災マニュアルやハザードマップ、マイ・タイムラインの普及啓発による避難促進、防災訓練などにより、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

5. 計画の推進と進捗管理

- 本計画の推進にあたっては、本市各部局間の連携はもとより、国、県、関係自治体、防災関係機関、市民、市民公益活動団体、民間企業等の多様な主体と相互に連携を図り、各種情報や取り組み等を共有しながら、効果的・効率的に推進していくものとします。
- 本計画に基づく施策や事業を着実に推進するため、KPI 等を中心に進捗状況を把握しながら、PDCA サイクルの仕組みに基づき、継続的な改善を図ります。また、本市を取り巻く環境や社会状況の変化等により、必要に応じて本計画の見直しについても検討します。